２・３　（略）

（申請等の却下）

第六十九条の三　国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、法第百二条第五項の規定により申請等を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請等をした者に通知しなければならない。

別表第二の四（第三十六条の十七関係）

自動車の用途による区分	分　類　番　号
1　貨物の運送の用に供する自動車	40から49まで、400から499まで、600から699まで、40Ａから49Ｚまで、60Ａから69Ｚまで、４Ａ０から４Ｚ９まで、６Ａ０から６Ｚ９まで、４ＡＡから４ＺＺまで及び６ＡＡから６ＺＺまで
2　人の運送の用に供する自動車	50から59まで、500から599まで、700から799まで、50Ａから59Ｚまで、70Ａから79Ｚまで、５Ａ０から５Ｚ９まで、７Ａ０から７Ｚ９まで、５ＡＡから５ＺＺまで及び７ＡＡから７ＺＺまで
3　散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する自動車	80から89まで、800から899まで、80Ａから89Ｚまで、８Ａ０から８Ｚ９まで及び８ＡＡから８ＺＺまで

第一号様式（自動車登録番号標）（第十一条関係）

（その１）～（その４）　（略）

備考

⑴～⑸　（略）

⑹　運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字の場合は、当該文字の横の長さは分類番号が二字であるときは27ミリメートル、分類番号が三字であるときは22ミリメートルとし、分類番号を表示するアラビア数字又はローマ字の横の長さは分類番号が二字であるときは27ミリメートル、分類番号が三字であるときは23ミリメートルとすること。ただし、⑷ただし書に規定する自動車に取り付ける自動車登録番号標については、運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは分類番号が二字であるときは35ミリメートル、分類番号が三字であるときは33ミリメートルとし、分類番号を表示するアラビア数字又はローマ字の横の長さは30ミリメートルとすること。

⑺　（略）

第十二号様式（車両番号標）（第四十五条関係）

（その１）～（その４）　（略）

備考

⑴～⑸　（略）

２・３　（略）

（申請等の却下）

第六十九条の三　国土交通大臣は、法第百二条第五項の規定により申請等を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請等をした者に通知しなければならない。

別表第二の四（第三十六条の十七関係）

自動車の用途による区分	分　類　番　号
1　貨物の運送の用に供する自動車	40から49まで、400から499まで及び600から699まで
2　人の運送の用に供する自動車	50から59まで、500から599まで及び700から799まで
3　散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する自動車	80から89まで及び800から899まで

第一号様式（自動車登録番号標）（第十一条関係）

（その１）～（その４）　（略）

備考

⑴～⑸　（略）

⑹　運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字の場合は、当該文字の横の長さは分類番号が二字であるときは27ミリメートル、分類番号が三字であるときは22ミリメートル、分類番号を表示するアラビア数字又はアラビア数字及びローマ字の組合せの横の長さは分類番号が二字であるときは27ミリメートル、分類番号が三字であるときは23ミリメートルとすること。ただし、⑷ただし書に規定する自動車に取り付ける自動車登録番号標については、運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは分類番号が二字であるときは35ミリメートル、分類番号が三字であるときは33ミリメートル、分類番号を表示するアラビア数字又はアラビア数字及びローマ字の組合せの横の長さは30ミリメートルとすること。

⑺　（略）

第十二号様式（車両番号標）（第四十五条関係）

（その１）～（その４）　（略）

備考

⑴～⑸　（略）